

令和2年11月吉日

## 令和3年度 県政に対する要望書

公益社団法人

神奈川県宅地建物取引業協会

県央支部

政策推進委員会



神奈川県宅建政治連盟

県央地区連盟



記

1. 「孤独死」の心理的瑕疵に関するガイドラインの制定について  
(継続要望事項)
2. 県道「厚木・愛川・津久井線」の渋滞緩和策について (継続要望事項)
3. 不動産業者が中古住宅等の流通を目的とした場合の不動産取得税軽減  
処置の適用を要望 (継続要望事項)
4. 水道加入金の撤廃、撤廃に至るまでの更なる減額の要望 (継続要望事項)
5. さがみロボット産業特区について (継続要望事項)

以上

## **1. 「孤独死」の心理的瑕疵に関するガイドラインの制定について (継続要望事項)**

本年度に於いても、「孤独死」による心理的瑕疵についてのガイドラインの制定、その中で「病死、自然死については告知、説明義務は不要」とする旨、要望いたします。

また、昨年度県を通して国土交通省へ同種の要望を行っていただいておりますがその進捗状況をお聞かせいただきたく要望いたします。

## **2. 県道「厚木・愛川・津久井線」について (継続要望事項)**

県道「厚木・愛川・津久井線」の愛川町内の交差点（桜台・一本松・中津・愛川郵便局入口）の右折車両が原因による渋滞が発生し円滑な交通が妨げられております。

昨年度も要望し、「事業計画はないが、必要性や愛川町の意見等を聴取し実現の可能性を検討する」とご回答頂いておりますが、進捗しておりません。

渋滞を避ける車両が生活道路を通行することによる交通事故も発生しており、さらなる大きな事故等が発生した等の場合には対応頂けるかものと思われませんが、その様な事故が発生する前に、県民・町民の安全と円滑な交通のため、早急に道路拡幅して頂きますよう要望いたします。

## **3. 不動産業者が中古住宅等の流通を目的とした場合の不動産取得税軽減 処置の適用を要望 (継続要望事項)**

地方税法本年度も引き続き中古住宅、または空き家対策の認定を受けた中古住宅について、一旦不動産業者が流通のために取得した場合に限って、自己居住用という概念ではなく住宅（不動産）の流動化、空き家を減少させる事等々を進めやすくできるような税制改革の観点から不動産業者が中古住宅を商品として一時取得する際の不動産取得税の軽減措置を要望いたします。

#### **4. 水道加入金の撤廃、撤廃に至るまでの更なる減額の要望（継続要望事項）**

水道加入金制度について継続して撤廃、減額等の要望を出させていただいております。昨年も加入金制度を含めた料金体系のあり方をご検討いただくのご回答を頂いておりますが、本年度も重ねて継続要望させて頂くと共に、昨年度ご回答頂いた中の「神奈川県営水道懇話会」などの内容を含め検討内容等のご公表をお願いいたします。

#### **5. さがみロボット産業特区について（継続要望事項）**

「さがみロボット産業特区」に係る開発許可基準の緩和について平成26年度「提案基準27」、平成28年に「提案基準28」において開発区域を「高速道路等のインターチェンジの出入り口を中心とした半径1キロメートルの円で囲まれる区域内とし、敷地の主要な出入り口から当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が幅員9メートル以上で2車線以上の道路であること。」としていますが厚木市・愛甲郡内（愛川町・清川村）の区域内に限り高速道路等のインターチェンジの出入り口を中心とした半径1キロメートルを撤廃し市内・郡内全域に開発区域を広げるように設定していただきたく要望いたします。